

枚方市条例第 2 号

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年枚方市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「その他の」を「又は地震等の」に改める。

第13条第3項を削り、同条第2項中「報酬は、毎年度7月、10月、1月及び4月に、それぞれ前3月分を」を「団員の出勤報酬は、四半期ごとに、当該四半期の最後の月の翌月に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項中「報酬の」を「年額報酬の」に改め、同項の表中「報酬月額」を「年額報酬」に、「11,000円」を「139,700円」に、「7,500」を「97,700」に、「5,400」を「72,500」に、「3,000」を「43,700」に、「2,800」を「41,300」に、「2,600」を「38,900」に、「2,400」を「36,500」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

3 年額報酬は、四半期（4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間をいう。以下同じ。）ごとに、年額報酬の額を4で除して得た額を当該四半期の最後の月の翌月に支給する。

4 年度の途中において、次の各号に掲げる場合における前項の規定により支給する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 就職し、又は退職した場合（次号に掲げる場合を除く。） 年額報酬の額を12で除して得た額に、当該四半期における在職月数（当該月において1日以上在職した月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）

(2) 年額報酬の区分に変更が生じる場合 当該変更前の年額報酬の額を12で除して得た額に、当該変更があつた月前（当該変更により年額報酬が減額になり、かつ、当該変更の日が月の初日以外の日である場合にあつては、当該変更があつた月以前）の当該四半期における在職月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）と、変更後の年額報酬の額を12で除して得た額に、当該変更があつた月以後（当該変更により年額報酬が減額になり、かつ、当該変更の日が月の初日以外の日である場合にあつては、当該変更があつた月後）の当該四半期における在職月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）を合計した額

5 団員の出勤報酬の額は、1日につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 水火災又は地震等の災害の職務に従事した場合 次に掲げる当該職務に従事した時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 2時間以下の場合 2,000円

ロ 2時間を超えて7時間以下の場合 2,000円に2時間を超える1時間ごとに1,000円を加算

した額

ハ 7時間を超える場合 8,000円

(2) 前号に掲げる職務以外の職務に従事した場合 次に掲げる当該職務に従事した時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 2時間以下の場合 2,000円

ロ 2時間を超えて7時間以下の場合 2,000円に2時間を超える1時間ごとに500円を加算した額

ハ 7時間を超える場合 5,000円

第13条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第14条を次のように改める。

(費用弁償)

第14条 団員が公務のため旅行した場合は、その費用を弁償する。この場合における当該費用弁償の額及び支給方法は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）第5条第2項第2号に掲げる非常勤の職員の例による。

附 則 [令和4年3月11日公布]

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後の職務に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。